

人の役に立つ仕事だから 毎日が楽しい！

厚木市は介護職のあなたを応援します

厚木市に

転入 する方には

一律
20万円！

介護職に

復職 する方には

一律
20万円！

奨学金を

返済中

最大
60万円！



問い合わせ

【介護保険サービス関係】
厚木市福祉部介護福祉課介護給付係

電話：046-225-2240(直通)

【障害福祉サービス関係】
厚木市福祉部障がい福祉課障がい給付係

電話：046-225-2225(直通) 詳しくはこちら



転入

介護職転入奨励助成金

- 【対象】 市内に転入し、市内の介護保険事業所等に就職する
または勤務している常勤介護職等（有資格者）
- 【助成額】 市内に転入する際に要した費用として一律20万円
- 【手続き】 介護職等の資格証明等・同意書・就労証明書等を添えて申請
- 【その他】 介護職復職等奨励助成金等の類似の補助を受けた場合は支給
できません

復職

介護職復職等奨励助成金

- 【対象】 介護職として働いていない期間が1年以上ある市内在住の
常勤介護職等（有資格者）
- 【助成額】 市内の介護保険事業所等に就労する際に要した費用の一部
（一律20万円）
- 【手続き】 介護職等の資格証明等・過去の勤務状況がわかる書類等を
添えて申請
- 【その他】 介護職転入奨励助成金等の類似の補助を受けた場合は支給
できません

奨学金

介護福祉士等奨学金返済助成金

- 【対象】 奨学金を返済している採用後3年未満で、市内在住の
常勤介護職等（有資格者）
- 【助成額】 介護職等が市内の介護保険事業所等に勤務している期間に、
奨学金の返済に要した費用の一部
（上限20万円/年、最長3年・最大60万円）
- 【手続き】 介護職等の資格証明等・雇用証明書・奨学金貸与証明書等を
添えて申請
- 【その他】 給付型奨学金や教育ローンは対象外

留意事項

1. 申請には期日があります。
2. 申請後1年以内に退職・転出した場合は、補助金の返還を求める場合があります。

詳しい内容についてはお問い合わせください。

介護職のあなたを応援します

「ありがとう」と
笑顔であふれている

研修費用の

3/4 (市内在住の方)

1/2 (市外在住の方)

助成します

上限なし

研修助成事業



問合せ先

【介護保険サービス関係】
厚木市福祉部介護福祉課介護給付係

電話：046-225-2240(直通)

【障害福祉サービス関係】
厚木市福祉部障がい福祉課障がい給付係

電話：046-225-2225(直通)



- 【対象】
- ①市内の介護保険指定事業所又は障がい児者福祉指定事業所で介護に従事している職員
 - ②対象となる研修を修了後1年以内に市内の介護保険指定事業所又は障がい児者福祉指定事業所に介護職として就労した方

【対象となる研修等】

- ①介護職員初任者研修
- ②介護福祉士の資格取得のための実務者研修及び介護技術講習
- ③介護支援専門員の資格取得のための実務者研修
- ④主任介護支援専門員研修
- ⑤喀痰吸引研修
- ⑥居宅介護職員初任者研修
- ⑦障害者居宅介護従業者基礎研修
- ⑧重度訪問介護従業者養成研修
- ⑨行動援護従業者養成研修
- ⑩同行援護従業者養成研修
- ⑪ガイドヘルパー養成研修
- ⑫認知症介護基礎研修
- ⑬認知症介護実践者研修
- ⑭認知症介護実践リーダー研修
- ⑮認知症介護指導者養成研修
- ⑯強度行動障害支援者養成研修

- 【助成額】 個人が負担した介護職に係る資格取得の受講料の一部
- 【市内在住の方】 研修費用の3/4（上限なし）
- 【市外在住の方】 研修費用の1/2（上限なし）

- 【手続き】 研修を修了したことを証明する書類の写し・領収書の写しを添えて申請

- 【その他】 対象となる研修及び資格について、詳細は市のホームページをご覧ください。

※ 介護保険指定事業所に勤務している方は介護福祉課へ、障がい児者福祉指定事業所に勤務している方は障がい福祉課へお問合せください。